

資料 1 〔 議事 1 鉄道助成業務に関する動向（報告事項）〕

資料 1 - 1 鉄道・運輸機構 平成 2 5 年度業務実績評価 P 1

資料 1 - 2 平成 2 7 年度予算概算要求（助成勘定関係） P 2

資料 1 - 3 補助金関係規程等の改正 P 4

鉄道・運輸機構 平成 25 年度業務実績評価

独立行政法人は、独立行政法人通則法に基づき、各事業年度の業務の実績について、主務省の独立行政法人評価委員会の事後評価を受けることとされている。

当機構では「平成 25 年度業務実績報告書」を作成し、6 月に国土交通省独立行政法人評価委員会へ提出していたところであり、9 月に評価結果の通知を受けた。

平成 25 年度業務実績評価の結果

「業務運営評価」 : 鉄道助成業務については、「A」の評価。

機構全体では、全評価項目 22 項目のうち、4 項目で「S」、15 項目で「A」、1 項目で「B」、2 項目で「C」の評価。

「総合評価」 : 機構全体では「B」の評価。

i) 業務運営評価 :

独立行政法人が策定した中期計画の達成に向けて法人が当該年度に着実に業務を実施していると認められるかどうかを、中期計画が定める各項目ごとの評定を積み上げて評価したもの。

ii) 総合評価 :

法人の業務全体について、業務運営評価による判定を踏まえ、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述して評価し、また、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価するもの。

＜参考：評価の方法＞	
SS	中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。
S	中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。
A	中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。
B	中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。
C	中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

(資料1-2)

平成27年度予算概算要求(助成勘定関係)

(単位:千円)

事 項	平成26年度	平成27年度					対前年度	
	当初予算額 A	通常枠(要求) B	特別枠(要望) C	要求額合計 D=B+C	鉄道助成業務 関係費	建設勘定 繰入	増減額 =D-A	増減比率 =D/A
1. 整備新幹線建設助成事業	146,766,436	148,491,236	0	148,491,236	0	148,491,236	1,724,800	101.2%
(1)整備新幹線整備事業費補助	71,950,000	71,950,000	0	71,950,000	0	71,950,000	0	100.0%
※(2)整備新幹線整備事業資金	72,431,436	72,431,436	0	72,431,436	0	72,431,436	0	100.0%
(3)整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金	2,385,000	4,109,800	0	4,109,800	0	4,109,800	1,724,800	172.3%
①設計施工法等調査	200,000	303,000	0	303,000	0	303,000	103,000	151.5%
②フリーゲージトレインの技術開発	2,146,000	2,897,000	0	2,897,000	0	2,897,000	751,000	135.0%
③青函共用走行区間の貨物列車走行調査	39,000	909,800	0	909,800	0	909,800	870,800	2332.8%
2. 主要幹線鉄道等整備助成事業	520,000	1,061,000	0	1,061,000	861,000	200,000	541,000	204.0%
(1)新線調査費等補助金(新線等調査)	150,000	200,000	0	200,000	0	200,000	50,000	133.3%
①都心-空港-郊外直結鉄道	150,000	200,000	0	200,000	0	200,000	50,000	133.3%
(2)幹線鉄道等活性化事業費補助	370,000	861,000	0	861,000	861,000	0	491,000	232.7%
①総合連携計画	370,000	861,000	0	861,000	861,000	0	491,000	232.7%
3. 都市鉄道整備助成事業	19,416,000	9,528,000	10,745,000	20,273,000	11,291,000	8,982,000	857,000	104.4%
(1)都市鉄道利便増進事業費補助	5,760,000	0	8,845,000	8,845,000	0	8,845,000	3,085,000	153.6%
(2)都市鉄道整備事業費補助	12,358,000	7,494,000	1,700,000	9,194,000	9,194,000	0	△ 3,164,000	74.4%
①地下高速鉄道	12,358,000	7,494,000	1,700,000	9,194,000	9,194,000	0	△ 3,164,000	74.4%
a.新線建設	4,177,000	1,770,000	0	1,770,000	1,770,000	0	△ 2,407,000	42.4%
b.耐震補強	4,066,000	2,004,000	0	2,004,000	2,004,000	0	△ 2,062,000	49.3%
c.バリアフリー化、ホームドア	3,380,000	2,632,000	0	2,632,000	2,632,000	0	△ 748,000	77.9%
d.列車運行円滑化	735,000	1,088,000	0	1,088,000	1,088,000	0	353,000	148.0%
e.浸水対策	0	0	1,700,000	1,700,000	1,700,000	0	1,700,000	皆増
(3)幹線鉄道等活性化事業費補助	600,000	700,000	0	700,000	700,000	0	100,000	116.7%
①旅客線化	600,000	700,000	0	700,000	700,000	0	100,000	116.7%
a.大阪外環状線	600,000	700,000	0	700,000	700,000	0	100,000	116.7%
(4)鉄道駅総合改善事業費補助	496,000	1,197,000	200,000	1,397,000	1,397,000	0	901,000	281.7%
①総合改善事業	396,000	581,000	0	581,000	581,000	0	185,000	146.7%
②連携計画事業	100,000	616,000	0	616,000	616,000	0	516,000	616.0%
③バリアフリー化	0	0	200,000	200,000	200,000	0	200,000	皆増
(5)譲渡線建設費等利子補給金	202,000	137,000	0	137,000	0	137,000	△ 65,000	67.8%
4. 鉄道技術開発推進助成事業	330,000	389,000	0	389,000	389,000	0	59,000	117.9%
(1)鉄道技術開発費補助金	330,000	389,000	0	389,000	389,000	0	59,000	117.9%
①一般鉄道	330,000	389,000	0	389,000	389,000	0	59,000	117.9%
5. 安全・防災対策助成事業	1,309,000	445,000	1,620,000	2,065,000	445,000	1,620,000	756,000	157.8%
(1)鉄道防災事業費補助	1,119,000	255,000	1,620,000	1,875,000	255,000	1,620,000	756,000	167.6%
①落石対策等	255,000	255,000	0	255,000	255,000	0	0	100.0%
②青函トンネル	864,000	0	1,620,000	1,620,000	0	1,620,000	756,000	187.5%
(2)踏切設備整備費補助金	107,000	107,000	0	107,000	107,000	0	0	100.0%
(3)鉄道施設総合安全対策事業費補助	83,000	83,000	0	83,000	83,000	0	0	100.0%
①老朽化対策	83,000	83,000	0	83,000	83,000	0	0	100.0%
小 計 (1.~5.)	168,341,436	159,914,236	12,365,000	172,279,236	12,986,000	159,293,236	3,937,800	102.3%
┌ 一般財源	95,910,000	87,482,800	12,365,000	99,847,800	12,986,000	86,861,800	3,937,800	104.1%
└ ※ 特定財源	72,431,436	72,431,436	0	72,431,436	0	72,431,436	0	100.0%
6. 助成勘定運営費交付金	224,935	220,381	0	220,381	220,381	0	△ 4,554	98.0%
合 計 (1.~6.)	168,566,371	160,134,617	12,365,000	172,499,617	13,206,381	159,293,236	3,933,246	102.3%
┌ 一般財源	96,134,935	87,703,181	12,365,000	100,068,181	13,206,381	86,861,800	3,933,246	104.1%
└ ※ 特定財源	72,431,436	72,431,436	0	72,431,436	0	72,431,436	0	100.0%

※ 国土交通省鉄道局平成27年度概算要求資料による。

※ 整備新幹線整備事業費補助は、要求額(71,950,000千円)に加えて、新規着工区間の開業時期の前倒しについて事項要求。

※ 助成勘定運営費交付金は、要求額(220,381千円)に加えて産業投資関連業務分150,000千円が計上されている。(計 370,381千円)

平成27年度予算概算要求（助成勘定関係）のポイント

- I 補助金・補給金 99,848百万円（26年度当初予算 95,910百万円）
 [+3,938百万円 104.1%]
 ※鉄道局予算 109,407百万円（26年度当初予算 102,477百万円）
 [+6,930百万円 106.8%]

【主に増額となった補助金】（対26年度当初予算比）

1. (3) ①整備新幹線建設推進高度化等事業費補助金
 2,385百万円 → 4,110百万円（+1,725百万円 172.3%）
 （耐雪に必要な技術開発等による増）
2. (2) ②幹線鉄道等活性化事業費補助
 370百万円 → 861百万円（+491百万円 232.7%）
 （福井鉄道、えちぜん鉄道、あいの風とやま鉄道の新規要求による増）
3. (1) ③都市鉄道利便増進事業費補助
 5,760百万円 → 8,845百万円（+3,085百万円 153.6%）
 （相鉄・東急直通線の工事本格化による増）
 [特別枠 8,845百万円] 全額特別枠要望
3. (4) ④鉄道駅総合改善事業費補助
 496百万円 → 1,397百万円（+901百万円 281.7%）
 （既採択事業の本格化並びに相鉄海老名駅の新規要求による増）
 [特別枠 200百万円] バリフリ分 [新規]
5. (1) ⑤鉄道防災事業費補助
 1,119百万円 → 1,875百万円（+756百万円 167.6%）
 （青函トンネルの緊急を要する設備更新・改修の着実な実施のための増）
 [特別枠 1,620百万円] 青函トンネル分

1. (1) ※整備新幹線整備事業費補助は、前年度当初予算額と同額の要求額（71,950百万円）に加えて事項要求を実施している。

【主に減額となった補助金】（対26年度当初予算比）

3. (2) ①都市鉄道整備事業費補助
 12,358百万円 → 7,494百万円（△3,164百万円 74.4%）
 （仙台市東西線が工事ピークを過ぎたことによる減）
 [特別枠 1,700百万円] 浸水対策分 [新規]
3. (5) ②譲渡線建設費等利子補給金
 202百万円 → 137百万円（△65百万円 67.8%）
 （借換金利の想定以上の低下による要求額の見直し）

6. II 運営費交付金 220,381千円（26年度当初予算224,935千円）
 [△4,554千円 98.0%]

・前年度概算決定額224,935千円に効率化係数0.976を乗じた220,381千円に加えて、役員の退職手当相当額（844千円）を計上

※要求額に加えて産業投資関連業務分150,000千円を計上（計370,381千円）

補助金関係規程等の改正について

(ア) 国土交通省が改正した交付要綱

規程の名称	改正年月日	概要
幹線鉄道等活性化事業費補助交付要綱	H26. 11. 19 改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正に伴う一部改正（平成 26 年 5 月 21 日成立、11 月 20 日施行）であり、要綱における「連携計画事業」を「形成計画事業」に改正

規程の名称	改正年月日	概要
鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱	H26. 11. 19 改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正に伴う一部改正（平成 26 年 5 月 21 日成立、11 月 20 日施行）であり、要綱における「連携計画事業」を「形成計画事業」に改正

(イ) 鉄道・運輸機構が改正した取扱要領

規程の名称	改正年月日	概要
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要領	H26. 11. 19 改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正に伴う一部改正（平成 26 年 5 月 21 日成立、11 月 20 日施行）であり、要領における「連携計画事業」を「形成計画事業」に改正

規程の名称	改正年月日	概要
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領	H26. 11. 19 改正	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）の改正に伴う一部改正（平成 26 年 5 月 21 日成立、11 月 20 日施行）であり、要領における「連携計画事業」を「形成計画事業」に改正

[参考]

○ 幹線鉄道等活性化事業費補助取扱要綱(抄)

【改正前】

第3条 (交付の対象等)

2 補助金の額は、補助対象経費の 2/10(まちづくり連携高速化及び連携計画事業にあつては、1/3、貨物列車走行対応化工事にあつては 3/10 以内、かつ、高速化工事、まちづくり連携高速化工事、旅客線化工事及び乗継円滑化工事にあつては、補助対象経費について関係地方公共団体から受ける出資金及び補助金額(連携計画事業にあつては、出資金、補助、負担金)の合計額以内とする。

【改正後】

第3条 (交付の対象等)

2 補助金の額は、補助対象経費の 2/10(まちづくり連携高速化及び形成計画事業にあつては、1/3、貨物列車走行対応化工事にあつては 3/10 以内、かつ、高速化工事、まちづくり連携高速化工事、旅客線化工事及び乗継円滑化工事にあつては、補助対象経費について関係地方公共団体から受ける出資金及び補助金額(形成計画事業にあつては、出資金、補助、負担金)の合計額以内とする。

○ 鉄道駅総合改善事業費補助取扱要領(抄)

【改正前】

第3条 (対象事業)

(2) 地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。)第 5 条に基づき作成された又は作成されることが確実と見込まれる地域公共交通総合連携計画に位置づけられた、既存の鉄道駅の改良と一体となつて行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を図るための施設整備を行う事業(以下「連携計画事業」という。)

第4条 (交付対象等)

機構は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道駅の改良整備・保有を目的とするもの(総合改善事業を行うものに限る。)又は活性化法第6条に規定する協議会(連携計画事業を行うものに限る。以下「法定協議会」という。)であつて、施設の整備を実施するもの(以下「補助対象者」という。)が、行う鉄道駅総合改善事業に要する経費のうち別表に掲げるもの(以下「補助対象経費」という。)について、予算で定める国の補助金を受け、これを財源として補助対象者に対して補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の 2/10(連携計画事業にあつては、1/3)以内、かつ、地方公共団体の補助金以内の額とする。

【改正後】

第3条 (対象事業)

(2) 地域公共交通活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化法」という。)第 5 条に基づき作成された又は作成されることが確実と見込まれる地域公共交通網形成計画に位置づけられた、既存の鉄道駅の改良と一体となつて行う生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化を図るための施設整備を行う事業(以下「形成計画事業」という。)

第4条 (交付対象等)

機構は、地方公共団体の出資又は拠出に係る法人であらかじめ補助の対象として選定された鉄道駅の改良整

備・保有を目的とするもの(総合改善事業を行うものに限る。)又は活性化法第6条に規定する協議会(形成計画事業を行うものに限る。以下「法定協議会」という。)であって、施設の整備を実施するもの(以下「補助対象者」という。)が、行う鉄道駅総合改善事業に要する経費のうち別表に掲げるもの(以下「補助対象経費」という。)について、予算で定める国の補助金を受け、これを財源として補助対象者に対して補助金を交付する。

2 補助金の額は、補助対象経費の $2/10$ (形成計画事業にあつては、 $1/3$) 以内、かつ、地方公共団体の補助金以内の額とする。